

## 令和6年度第1回 岩手県総合教育会議 会議録

### 1 開催日時

開会 令和6年6月3日（月）午前11時

閉会 令和6年6月3日（月）午前12時

### 2 開催場所

岩手県庁 3階 第一応接室

### 3 出席者

達 増 拓 也 知事

佐 藤 一 男 教育長

新 妻 二 男 教育委員

畠 山 将 樹 教育委員

宇 部 容 子 教育委員

小 野 寺 明 美 教育委員

泉 悟 教育委員

八重樫 幸治 副知事（※オブザーバー）

村 上 宏 治 ふるさと振興部長（※オブザーバー）

### 4 説明等のため出席した職員

菊池教育局長兼首席サービス管理監、坂本教育次長兼学校教育室長、武蔵教育企画室長

伊藤学校教育室学校教育企画監、大森参事兼教職員課総括課長兼サービス管理監

中村保健体育課首席指導主事兼総括課長、小澤生涯学習文化財課首席社会教育主事兼総括課長

黒澤教育企画室教育企画推進監兼サービス管理監

佐藤教職員課首席経営指導主事兼小中学校人事課長兼サービス管理監

駒込教職員課首席経営指導主事兼県立学校人事課長兼サービス管理監

鈴木スポーツ振興課総括課長

松本理事兼ふるさと振興部副部長、安齊学事振興課総括課長、増澤学事振興課主幹兼学事企画担当課長

高橋学事振興課私学振興担当課長

### 5 会議の概要

（知事挨拶）

達増知事：今年度第1回総合教育会議、教育委員の皆様にはお忙しいところ御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

今日の会議ではまず、議題の1つ目として、本年3月に策定した教育振興の取組の指針となる「岩手県教育振興計画（2024～2028）」と、スポーツの振興に関して県が総合的かつ計画的に取り組む施策を示した「岩手県第2期スポーツ推進計画」、この2つの計画を、「教育学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」に位置付けることについて、御意見をいただきたいと思います。

また議題の2つ目は、部活動における不適切な指導を原因とした生徒の自死という痛ましい事案の発生を受けて策定された、再発防止「岩手モデル」について意見交換をさせていただきたいと思います。

岩手の将来を担う子ども達が将来に向かって可能性を伸ばしていくことができる教育環境を作っていくため、忌憚のない御意見をどうぞよろしくお願いいたします。

**(協議事項 1)**

**「岩手県教育振興計画 (2024～2028)」及び「第2期岩手県スポーツ推進計画」の「教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」への位置付けについて**

達増知事：それでは、次第3、協議事項1、「岩手県教育振興計画 (2024～2028)」及び「第2期岩手県スポーツ推進計画」の「教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」への位置付けについて、事務局から説明をお願いします。

安齊学事振興課総括課長：学事振興課の安齊でございます。私から協議事項1について、御説明申し上げます。

まず、議題とさせていただきます大綱につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律において、知事は、当該地方公共団体の「教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」を定めることとされておりまして、その策定又は変更の際は、総合教育会議において協議するものとなっているものでございます。

それでは、資料の1ページ、新旧対照表をお開きいただきたいと思います。現在、本県の大綱は、新旧対照表中の左側、旧の欄、「2 大綱の内容」に御覧いただけますとおり、「いわて県民計画 (2019～2028)」長期ビジョン及び第2期アクションプラン、そして教育振興計画、文化芸術振興指針、スポーツ推進計画、これらが大綱として位置付けているものでございます。

このうち、計画期間の終期を迎えました2つの計画について、昨年度末、1つは教育基本法第17条に基づく、本県の教育振興基本計画でございます「岩手県教育振興計画 (2024～2028)」、もう1つは、スポーツ基本法第10条に基づく本県の地方スポーツ推進計画でございます「第2期岩手県スポーツ推進計画」、この2つの計画が策定されたことから、表の右側、新の欄のとおり、前身となる計画と同様に、それぞれ大綱に位置付けようというものでございます。

なお、これら2つの計画の内容につきましては、前回1月に開催いたしました、この総合教育会議におきまして意見交換を行っているところでありますことから、計画内容の説明については、割愛させていただきます。

資料といたしまして、3枚目以降に、教育振興計画の概要版、そして最後のページにスポーツ推進計画の概要版を、それぞれ添付させていただいております。

また、計画本体につきましても別途お配りしておりますので御参照くださいますようお願いいたします。説明は以上となります。

達増知事：ということでございますが、何か御意見ありますでしょうか。

新妻委員：今御説明いただいた件に関してですけれども、2つの計画を現行と同様、当該大綱に位置付けるということについては、賛成、或いは了承ということにさせていただき、その上で1点だけ意見というか、期待を述べさせていただければと思います。

まず教育振興計画では、取組の視点として、地理的条件によらない学びの確保、あるいは、誰一人取り残さない学びの確保ということが明記されております。それは学びにおける格差の解消、並びに、県民の学ぶ権利を保障しようという、ある意味、意思表示とも受け取れると思います。

スポーツ推進計画の方も、スポーツ基本法の、スポーツは権利であるという法の趣旨を受けとめて、県民の生涯にわたるスポーツの推進を謳っているところであります。この2つの計画とも、県民の学び、あるいはスポーツを、県民の権利として捉えて、その実現を目指す計画になっているということについては、大変評価できるのではないかと考えているところです。

今後の計画の具体化、あるいは、後々の検証に際しては、「県民の権利の実現なのだ」「保障なのだ」という原点に立ち返りながら、進めていただくことを私の方からはお願いして、意見あるいは期待とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

達増知事：ありがとうございます。他に意見はございますでしょうか。ございませんようでしたら、今の新妻委員の御意見を参考にしながら、実行に移して参りたいと思います。

## (協議事項2)

### 再発防止「岩手モデル」について

達増知事：次に協議事項2、再発防止「岩手モデル」について、事務局から説明願います。

黒澤教育企画室教育企画推進監兼服務管理監：教育企画室教育企画推進監兼服務管理監の黒澤でございます。よろしく願いいたします。

協議事項2、5月27日付で策定いたしました、再発防止「岩手モデル」について説明いたします。資料の1ページ、「1 策定の趣旨」についてでございます。

平成30年7月に発生した県立高等学校の生徒の自死事案を受け、教職員の不適切な指導及び関連する児童生徒の自死事案の再発の防止を目的として策定いたしました。米印の記載のとおり、御遺族の意向を受け、故人である新谷翼さんの名前に因み TSUBASA モデルと称することといたしました。右側の「2モデルの構成」についてでございます。第1章から第4章までの、本編と資料編という構成といたしました。

次に、本編の第1章から第4章までの概要を御説明いたします。下段の3-1、第1章のモデル策定の経緯についてでございます。生徒の自死事案の発生を受け、平成30年10月に設置されました、第三者による調査委員会から、令和2年7月に県教育委員会に対して調査報告書が提出され、その中で再発防止に向け、①から③までの3つの方針の提言がございました。③の提言に基づく岩手モデルの策定と発信、この提言に基づき、令和2年11月、再発防止「岩手モデル」策定委員会を設置し、令和3年1月から令和6年3月まで協議、検討を重ねてきました。策定委員会での協議、検討等を踏まえ、令和6年5月27日、岩手モデルを策定いたしました。

資料の2ページ、3-2、第2章の学校及び県教育委員会の対応として不適切だった点と再発防止に向けた基本的な考え方についてでございます。この章では、何故このような事案が起こったのか、何故学校や県教委は防ぐことが出来なかったのかについて、調査、確認等を行いまして、学校及び県教育委員会における不適切だった点を整理し、再発防止に向けた基本的な考え方をお示しいたしました。再発防止に向けた基本的な考え方は、表に記載のとおり、教職員に関しては、教職員全体に対する不適切な指導に係る正しい認識の普及徹底、学校に関しては、不適切な指導が疑われた際の、学校における適切な初動対応の徹底、不適切な指導を行った教職員を指導に携わらせないことの徹底、主体的な人事管理の確保に向けた体制づくり、校長間の適切な引継ぎの徹底、県教育委員会に関しては、不適切な指導が判明した際の、学校と県教育委員会との連携体制の明確化、教職員に係る情報管理や人事管理に係る体制の確保と整理しまして、これらを具体化したものが、3-3、第3章の再発防止に向けた取組となります。

再発防止に向けた取組につきましては、記載のとおり、①不適切な指導の禁止から⑩モデルのモニタリング及びアップデートまでの、大きく10項目からなります。主な取組の内容について簡単に説明いたします。資料の4ページ、ここには、再発防止に向けた主な取組を整理いたしました。「1 不適切な指導の禁止」について、不適切な指導を根絶するためには、全教職員が不適切な指導について、正しく認識していることが必要であることから、不適切な指導を、暴力、不適切な言動、性暴力・セクシュアルハラスメントの3つに整理し、具体例や生じる責任をお示しました。

なお、学校教育法第11条において、体罰は禁止され、文部科学省は、体罰を懲戒の内容が身体的性質のものとしていますが、本モデルでは、児童生徒への懲戒行為か否かにかかわらず、身体に対する侵害、または肉体的苦痛を与えるものは、原則として、暴力と表記しました。

「2 不適切な指導の根絶に向けた取組」について、教職員等の取組として、3つ目の取組事項のとおり、本モデルが掲げる具体的な取組を理解した上で、児童生徒の指導を行う旨の宣言書を学校長に対して、提出することとします。管理職の取組として、1つ目の取組事項のとおり、学校経営計画の重点目標の1つとして、不適切な指導の根絶に係る目標や取組方針を示すこととしました。県教育委員会の取組として、3つ目の取組事項のとおり、懲戒処分を受けた教職員等に、二度と不適切な指導を行わない旨の誓約書を提出させ、1年間の事後研修を実施することとしました。

「3 不適切な指導の情報を把握した際の対応」について、全体的な取組として、1つ目の取組事項のとおり、今回のモデルで示した初動対応フローやマニュアルに沿って、事実確認を行い、学校と県教

委が情報共有を図ることといたしました。また、県教育委員会の取組として、令和6年4月、本庁に服務管理監を新設し、不適切な指導に対応するとともに、岩手モデルを推進することといたしました。

「4 人事管理」について、管理職の取組として、1つ目の取組事項のとおり、部活動において、不適切な指導の申し出の内容が、明らかに不自然でない限り、直ちに指導から外すこととしました。

「5 部活動についての具体的取組」について、教職員等の取組として、2つ目の取組事項の通り、一人ひとりの意識を改革するため、部活動に関わる教職員等全員が指導者研修を受講することとしました。

「6 進路指導・キャリア教育についての具体的な取組」について、管理職の取組として、生徒自身が主体的に選択した進路であることを組織的に確認することとしました。

「9 相談機能の充実」について、公立学校教職員等による不適切な指導についての相談窓口を新設し、相談窓口を一元化することとしました。教職員等による適切な指導についての相談を岩手県教育委員会に新たに設置した、服務管理監の相談窓口において、直接受け付けるものでございます。

「10 モデルのモニタリング及びアップデート」について、本モデルは策定して終わりではなく、策定後も継続的な点検と不断の見直しを行うこととしています。1つ目の取組事項のとおり、学校及び県教委における岩手モデルの推進状況や事案への対応状況等について、自己点検と外部専門家によるモニタリングを行うこととしました。また、2つ目の取組事項のとおり、本モデルと国の動向、学校の実態との整合を検証し、必要に応じた本モデルの改正を行い、将来にわたって実効性を維持していくこととしております。

資料の3ページ、お戻りいただきまして、3-4、第4章の今後の検討事項についてでございます。授業や部活動など、校内の常時録音、録画につきましては、今後、国や他の都道府県の動向等も注視しながら、導入の必要性を含め、継続して検討していくこととしております。

「4 今後の課題について」、各種研修の機会等を通じた教職員へのモデルの周知と不適切な指導に係る正しい認識の決定、教職員による不適切な指導等への迅速な対応、モデルの不断の見直しについて、課題として捉えているところでございます。特に、これらの事項については、今後もしっかりと取り組んでいきたいと考えております。

再発防止「岩手モデル」の周知の取組について、補足させていただきます。5月28日に臨時県立学校長会議で説明するとともに、県教育委員会ホームページに掲載したほか、同日以降の各教育事務所単位で開催される地区校長研修の場を活用し、各市町村教育委員会教育長、市町村立小中学校長への説明を行っているところでございます。今後も様々な機会を捉えて周知を図っていくこととしております。説明は以上になります。

達増知事：今年5月に策定に至りました、再発防止「岩手モデル」～TSUBASAモデル～について、委員の皆様から名簿順に御意見をいただきたいと思いますが、佐藤教育長は最後ということをお願いしたいと思います。まずは新妻委員をお願いします。

新妻委員：それでは私の方から意見を述べさせていただければと思います。まず今御説明にありましたように、2018年7月の不来方高校での痛ましい自死事案を受けて、設置されました第三者調査委員会の調査報告書、これが提出されてから、早6年の月日が流れようとしております。この間、第三者調査委員会の提言を受けまして、2020年11月に、再発防止「岩手モデル」策定委員会が設置されており、関係者のもとよりですけれども、幾多の国民、県民、マスコミ等々が注目・注視する中で、足掛け4年にも渡って、再発防止に必要な事項を多方面から御協議いただいたことに対してまずは敬意を表するとともに感謝申し上げる次第です。

この事案の重大性、それから再発防止のための緊急性、そして何よりも、これまで費やされてきました人的・物理的資源等々を考えるならば、やはり岩手モデルは何をおいても、また何としても、実現していかなければならない課題だと捉えています。少なくとも教育に携わる者全てが、自らに課せられた課題、あるいは責任として受けとめる必要があるのだというふうに認識しております。

それに関わって今後の課題ということになるわけですが、今御説明の中にも、今後の課題が種々触れられておりましたが、やはり最終的には、岩手モデルの確実な実現にどう取り組んでいくのか、ということに関わる課題となりますが、私の方からは、今後の取組に期待したいことと1点だけですが、留意

して欲しいことも述べさせていただければと思います。

まずは期待の1点目ということになりますけれども、これは岩手モデルの中でも触れられていることなのですが、学校の風土を変えるという認識に立つことが重要だという点です。私もそのとおりだと思います。国の方でも、近年、いじめ、あるいは不登校の増大に関わって、学校風土の見える化ということをご提案しているところです。今、県が取り組んでいるこの岩手モデルも、この学校風土の見える化するということは大事なのですけれども、見える化の先への期待です。学校風土を変えるということこそ、今求められているのではないかとこのように捉えています。

現在は、学校現場だけでももちろんありませんけれども、慣例に従ってとか、今までどおりとか、あるいはよかれと思ってやったとか、指導のためにやったとか、指導の一環としてやったとか、そういう表現がよく使われるケースがありますけれども、今はその中身とか、意味、意義が問われる時代だという認識が必要なのではないかと思っています。言葉を変えれば、子ども達の多様性とか、あるいは人権とか、そして社会の動向、例えば、単に男女共同参画社会であれ、子どもの権利条約であれ、様々な社会的、あるいは国際的動向に正面から向き合わなければならぬ時代になっているのだと思っています。

1980年代に、神戸高塚高校の校門圧死事件というのがありました。その際、日本弁護士連合会は声明文の中で、「校門の内側には憲法がない」という表明をしています。

今、その状況は変わりつつあるとは思いますが、そういった時代錯誤の感覚とか、認識を、今改めて、見直さなければならぬし、変えていかなければならぬと捉えているところです。

あえて言えばですが、校門の内側、簡単に言えば教育の場だからこそ、校門の外側よりも、本当は多様性とか人権が尊重され、誰もがそれを実感できる場である、そういった学校風土にぜひ変えて欲しいと願っています。

2点目ですが、2点目は、5月29日付の岩手日報の記事に掲載されている翼君のお父さんのコメントがありますが、それに関わる課題です。記事の中では、二度と起きないように、組織全体で、職場環境改善も含めて取り組んで欲しいと述べられているところがあります。これは先ほど言った風土を変えるということも含めて考えていく必要がある訳ですが、私はもう1つ大きな重要課題があるのではないかと考えております。

それは教員の多忙化問題ではないかと思っています。やはり教員の方々が、ゆとりが持てない、あるいは長時間労働にさらされている、それに伴って、職員室文化、よく同僚性という言葉も使われますけれども、これがなかなか維持できない、あるいは崩れかかっている、そういった問題。またよく言われるように子どもと接する時間がなかなか取れないというような問題等々、どれ1つとってみても、子どもにとっても、あるいは先生方の生活権・労働権にとっても、やはりこのままでいいという状況とはみなされたいというふうに思っています。

その上で、先生方が専門性を大いに発揮できるような、そういう条件整備というのが非常に待たれているのではないかと、あるいは求めなければならないのではないかとこのように捉えているところです。こうした事態を打開するには、やはり多忙化解消に向けた取組が、一層強化されなければならないというふうに捉えています。現場で様々な条件整備をしながらの取組も大いに待たれるところではありますけれども、やはり国の動きも、大いに期待したいというところでもありますので、国に対する働きかけ等も、強めていただければと思っています。

これらが期待で、3点目は、岩手モデルを実際的に活用・運用するに関わって、留意して欲しいと思うことについて述べさせていただければと思います。

まず1つは、教職員が宣言書を提出することについてです。宣言は、教職員が研修や管理職との対話等を通じて、岩手モデルを正確に理解して、人権尊重の指導に当たるということを自主的・主体的に行う宣言という形になるわけですが、この行為が、先生方、教職員側から見て、半強制あるいは場合によっては踏み絵のように機能しないことを願っているというのがまず1点です。そういう点で、出来るだけ拙速は避けていただいて、宣言をするに至るプロセスを丁寧に組み立てて欲しいというふうに願っています。

実際、問題を起こしているあるいは起こした教職員は、限られた一部に過ぎないといえ過ぎないのですけれども、しかし、そういった問題を抱えている、あるいは認識できないでいる方々にとっては、「今までのあり方、あるいは学校風土から脱却しなさい」という意味でもありますし、それから、自らが営んできた経験世界を否定される、あるいは否定しなければならない部分も多々あるわけです。そういう

問題だと捉えるならば、やはり、丁寧に時間をかけて行う必要があるのではないかと思っているところ  
です。

加えて、この宣言の提出が、教職員の方々に公務の一環なのだと捉えられたり、あるいは人事評価の  
一環として位置付けられるのではないかとというような捉え方に決してならないような、そういった研修  
とか話合いの場をぜひ持っていただければと思っていますところ。

もう1つですけれども、現段階では宣言を提示するのは、教職員の皆様方ということになっていま  
すけれども、私の立場、教育委員としての立場から見れば、私ども教育委員等も含めて、やはり宣言す  
べきぐらいの意味合いは持っているのではないかと。言葉を変えまして、モデルの遵守について教職員だ  
けに求めていくということではないのだろうか、私も教育委員として忸怩たる思いを持っていますので、教  
職員の皆さんが子どもに直接向き合う存在だということ、こういった形をとっているということには  
なると思いますが、もっと広げて、この遵守ということについて責任を負うという決意を表明してもい  
いのではないかとというのが1点です。

もう1点は、やはり学校とか教育委員会という組織として、このモデルを遵守して実現していくとい  
う固い決意を、どこかで表明するというような機会もあつてはいいのではないかと捉えています。い  
ずれ今後の検討として、お願いしたいところはありますので、これも併せて、今後に向けてお願いした  
いと思います。

最後になりますけれども、岩手モデルは全国の先駆けであり、全国のモデルになるであろうことを大  
いに期待しております。先ほど今後の課題で御説明にあったように、不断の見直し等を加えながら、ぜ  
ひ全国のモデルになるような中身、あるいは実際の実践を伴うものになることを、大いに期待してい  
るということを申し上げて、私の意見とさせていただきます。どうもありがとうございます。

達増知事：ありがとうございました。では畠山委員、お願いいたします。

畠山委員：第三者の調査委員会から始まり、このモデル策定のために、再発防止のために、多くの方が御  
尽力されてきたことと思います。策定に至ったことにつきましては、子育て中の保護者の一人として感謝  
申し上げたいと思っております。

しかし、その間も不適切な指導に関する処分案件等があったことは非常に残念な思いであります。私  
はスポーツに関する部分しかわからないところではありますが、今も指導者や教員から、恐らく  
絶対に教室の中では使っていないだろうというような発言とか言葉が、何故かスポーツの指導の場  
面では許されるかのように用いられている場面も見ることがあります。生徒のやる気を伸ばす、成長を  
支援するという指導がどういうものか、このモデルの運用の中で、適切なよりよい指導になっていく  
ことを願いたいと思います。

一方でそうした適切な指導を人権意識を持って、心身ともにゆとりを持って行っていただくとい  
うことができれば、指導者、教員の方々が萎縮することなく活躍していただいて、子ども達一人一人の夢の  
実現をさせていっていただけるものと思っております。私からは、こうした人権意識に関すること  
とか、新妻委員も触れられていましたが、やはり働き方改革のさらなる充実が必要であることなどを  
教育委員会の方に、これまで機会をいただいて述べさせていただいて参りました。

ですので、今日はこの総合教育会議の場では、県全体として考えていただきたいことを少し視点を変  
えて、細かい点ではありますが1点だけ述べさせていただきたいと思っております。

本体の51ページになりますけれども、第3章の再発防止に向けた取組の、「9 相談機能の充実」と  
いうところの一部として、現在、全児童生徒に配布しているSOSダイヤルカードなどが記載されてい  
ます。こちらは、おそらく総合教育センターや教育事務所、あとは岩手県警以外のところは法務局も含  
めてですね、聞き手はおそらくボランティアではないかと思っております。

このボランティアが大事な相談を受けるということで、皆さん聞き手は非常に使命感を持って、しっ  
かりやっつけてくださっているところではあります、やはり運用する側はとても大変な思いをなさって運  
用していると思います。今回、記載の中にこうした相談機能の充実という欄を設けたということであ  
れば、こうしたものがあるよというお知らせに留まるべきではなく、その相談先でも安定して充実した相  
談になるように県も支援していただきたいという趣旨のお願いでございます。

現在65歳、70歳まで働く、また女性も活躍するという中で、昔のようにボランティアを担う人達はど

んどん減ってきていて、なり手が不足しているという状況はここに記載されている中でもたくさん起きている状況だと思います。

また、県の予算で、助成金とか補助金がついているところも含まれていると思いますけれども、全体のシーリングの影響により、それらの額が大きく減らされているという現状があります。

そうしますと、相談機能を充実させるためには、自分達で頑張らないといけない、でも辛いという思いをしていることがあります。細かい点ではありますけれども、こうした記載されている先のことも目配りをして運用していただきたいと思います。以上です。

子ども達が電話する、相談する、思い切って相談するっていうのはもしかして、1度きりのこと、たった1度のワンチャンスかもしれません。そのワンチャンスを逃さないという取組にしなければならぬと思っています。悩んで相談した先の充実した相談対応が受けられるように、細かい点ではありますけれども、こうした点までも考えてこのモデルが重要なものとして、これから運用されていくようにお願いしたいと思います。以上です。

達増知事：ありがとうございます。宇部委員お願いします。

宇部委員：岩手モデルの作成の発端となった事案発生から7年目を迎え、緻密な調査と多大な労力を経て、今回の再発防止「岩手モデル」～TSUBASAモデル～が策定されたことに心から感謝申し上げます。

現在、スポーツ指導や部活動、学校教育においても、不適切な指導の根絶の取組が随所で行われ、児童生徒の人権や人格を尊重した指導への機運が高まっていることに安堵しております。また、教員の指導のあり方のみならず、学校の対応や、県教育委員会の対応として、不適切であった点についても検証し、初動の対応についての流れを示していただいたことは、学校現場にとっても助けとなると思います。

残念ながら、事案発生からモデル策定の間にも、不適切な指導による事案が後を絶たず、これまでの勝利至上主義の指導の根深さを感じずにはいられません。若い時代から、勝利至上主義の社会の中で、指導に当たってきた教員をはじめとして、児童生徒に関わるすべての大人が意識の改革に努めなければならない時であると思っています。

今回の岩手モデルについては再発防止が大切であり、主な取組が10点にまとめられ、不適切な指導に対する初動対応の流れが示されたことは、全県の学校現場の意思疎通に役立つと感じております。

その上で、3点について意見を述べさせていただきます。まず、不適切な指導への対応として、児童生徒の人権や人格を尊重した指導であるかを、日頃から教職員一人一人が心にとめることが大切であるということです。そのための手だてとして、資料5、6の自己診断シートを各自が日常的に活用することは有効であると思います。どんな仕事でも経験年数が増えるほど慣れが生じ、自分の盲点となることがあります。特に不適切な指導をしてしまう事例については、指導者自身が自覚できないということが多いからです。

2点目は、職場の同僚性を高めることです。不適切な指導を未然に防ぐ職場づくりのために、自主的に管理職、教職員が一丸となって取り組む職場づくりに努力したいものです。学校管理職の指導以前に、中堅職員は若手を諫める気風は大切にしたいと思っています。若い職員は先輩の話に素直に耳を傾けながらも、自分の考えを遠慮なく伝え、困ったときには相談し、向上しようとする気持ちを持ちたいものです。管理職には、大変なときでも前を向き、職員の意見に耳を傾け、教職員が心のゆとりを持って意欲的に働ける環境をともに作ろうとする姿勢を示して欲しいと思います。

3点目は、進路教育指導、キャリア教育の取組についてです。児童自身が主体的に選択した進路であることについては生徒の人生設計において大切なことであり、学校の教職員のみならず、私も含め、人生の先輩である保護者も子どもの将来に責任を持ち、子どもの思いを汲み取りながら、その成長にエールを送っていききたいものです。

児童生徒数の減少、いじめ、不登校など、諸課題がクローズアップされる昨今ではありますけれども、文武両面において全国的、世界的に活躍している人材を輩出した岩手の風土と教育に誇りを持ちたいと思っています。再発防止「岩手モデル」～TSUBASAモデル～の実践を機に、教職員一人一人が持ち味を発揮し、足りない場面については補い合うような職場の同僚性の高まりが必要であると思っていますし、先日訪問した学校の校長先生の言葉を借りれば、「職場によい風を吹かせる」、そのような学校が増えていくことを期待しております。以上でございます。

達増知事：ありがとうございます。小野寺委員お願いします。

小野寺委員：私は教育委員になって3年半経ちますが、これまで不適切指導という言葉を残念ですが、何度も聞いて参りました。不適切な指導は、児童生徒の心も体も傷つける、教育であってはならないことだと思います。

何故そのような指導をしてしまうのか、どうしたら防げるのか、私達委員も悩み、子ども達を思い、多くの議論を重ねて参りました。この岩手モデルの作成まで時間はかかりました。ちょっとかかり過ぎたかもしれません。それは、取り返しのつかないことが二度と起きないように、再発防止に向けた、しっかりとしたものを作らなければならないと、関わるもの全員が考えていたからにはほかならないと思います。

この策定を私自身も教科書としてしっかり受けとめて、これからも教育に関わっていきたくて考えています。

暴言や暴力、ハラスメントは人権の侵害です。不適切指導の根底には何があるのか考えていかなければならないと思っています。この岩手モデルには、実際に県内で発生した不適切指導の例も多く掲載されています。長年の指導の仕方や考えは、もしかしたら子どもを傷つけているかもしれない。これを読んで、教育に携わるすべての方が、自分の指導はどうなのか、見直し考える機会にして欲しいと思います。

またこれからは、人権についての教育を学校の中でもっと取り上げることが必要だと考えます。人権教育は、子どもにも大人にも必要です。これからの未来に向けて、どの人もしっかりと考えていきたいものです。

そして先生方はじめ、周りの大人はもっと子どもの声に耳を傾けて欲しいと思いますし、声を上げられる風土をつくっていかなければならないと思っています。

最後に、モデルを策定しましたが、ここからが大事だと思います。まずは策定の内容を教職員全員が理解すること、また、学校以外の家庭や地域の皆さんにも理解していただくよう広く周知すること。そしてこれは、学校や教育全体を萎縮させるものではなく、児童生徒が夢や希望を持って歩んでいくための重要なものであること、そういうものになることを望んでいます。今後、改善と見直しをしながら、不適切指導の根絶に向けて取り組んでいって欲しいと思います。以上です。

達増知事：ありがとうございます。泉委員お願いします。

泉委員：児童生徒の自死、これはもう絶対にあってはならないことだと思っております。ましてや、その要因に教職員が関わっていたということは、決して許されることではなくて、何とか救うことはできなかったのかと、色々考えずにはいられません。

今回策定されたモデルには、教職員の不適切な指導の根絶に向けた取組、初期対応のあり方、それから援助希求の取組や、教職員の研修など、児童生徒に対して、二度と体罰、暴言、人格を否定する行為を起こさないための取組が多岐にわたって盛り込まれております。

教職員が不適切な指導を行う背景には、時代が以前と比べて大きく変化しているにも関わらず、教職員が生徒への接し方を変えないまま、過去の自分の経験に基づいて、生徒に向き合ってしまうということも一因かと思っております。従って、自己研修を含め、様々な研修を通し、教職員一人ひとりが生徒への向き合い方が、今のままでいいのか、常に検証し続けることが求められると思っております。

また、児童生徒の価値観や考え方も多様化している中で、子ども達一人ひとりに、より目配りするためにも、例えばですが、小学校の中高学年での担任制のあり方については、担任している子どもたちを一人の先生だけが抱え込むことなく、複数の先生方でチームとして、子ども達の情報共有しながら、複数の目で子ども達に向き合うことも模索していくこと、これも学校運営には必要な視点だと思っております。

教職の魅力というのは、子ども達の成長段階によっても異なりますけれども、何といたっても、子ども達の人間形成に大きく関わることができ、子ども達の成長を間近で感じることが出来るということだと思います。子ども達一人ひとりの可能性を開くために、教員として何が出来るのかを考え続けること、この根



本を忘れないことが、児童生徒に対する不適切な指導を二度と起こさないことに繋がるように思います。

岩手モデルの冒頭部分には、「子どもたち一人ひとりの夢の実現を支え、未来の創り手を育てていくことが岩手の教育の使命です」と書いてあります。岩手モデルを通して、教職員一人ひとりが教職という道を選んだときの初心を再確認すること、これが求められているのだと思います。

児童生徒の人権を尊重し、不適切な指導が起きないように、モデル策定の契機となった、この痛ましい事案を忘れることなく、全ての教職員は、自分ごととして、自分自身をしっかり振り返り、全ての子ども達が生き生きと安心して安全に学校生活を送ることができるよう、心を新たに、子ども達に寄り添うことを期待したいと思っています。以上です。

達増知事：ありがとうございます。佐藤教育長お願いします。

佐藤教育長：再発防止「岩手モデル」につきましては、平成30年7月に発生しました、不來方高等学校生徒、新谷翼さんの自死を受けまして、令和2年7月に県教育委員会に提出された第三者調査委員会の調査報告書の提言を踏まえまして、令和3年1月から令和6年3月まで計12回にわたって、この策定委員会での調査、協議、検討を重ねて、5月27日付けで策定いたしました。

同委員会には8つの部会を設置しまして、そのうち人事管理等検討部会におきましては、部活動担当教員、前任校での暴力、暴言等の不適切指導事案も対象にしなが、平成21年当時に遡って調査を重ね、以降、新谷さんの自死に至るまでの事実関係、学校及び県教育委員会の対応として不適切だった点、そういった対応に繋がった要因などの解明に努めたものであります。

またこの委員会では、医療、法律、教育などの専門家に外部委員として参画いただき、その指導、助言をいただきながら調査を進め、御遺族、被害者御家族の出席のもと、公開の場で審議を行ってきたものであります。

岩手モデルの最終目的は、全ての児童生徒が、安心して生き生きと学校生活を送れるようにすることです。そのために、教職員等は、児童生徒一人ひとりの人格と価値観を尊重しながら成長を支援し、寄り添う存在でなければならないと考えております。自由な学びの場づくりのため、教職員等による暴力・暴言等の不適切な指導は無くさなければならないと考えております。

一方で、委員からも指摘がございましたが、これまで岩手モデルの策定を進めている最中であっても、教職員等による児童生徒に対する、暴力や暴言事案が発生するなど、未だ不適切な指導の根絶には至っておりません。こうした暴力、暴言事案、これを行った教職員等の人権意識の欠如や指導方法に関する誤った理解などが、背景にあります。

また自身が当事者になりうるという危機意識、当事者意識も希薄であったと言わざるを得ません。処分事案の具体的な内容を見ましても、教育現場、特に部活動指導の場において、本件自死事案の教訓が、生かされていないのではないかと思います。こういっものは徹底して無くしていかなければなりません。

岩手モデルの策定については、社会的にも大きな注目を浴びているところであり、児童生徒に対する暴力、暴言等の不適切な指導は、被害児童生徒の心身に取り返しのつかない、深い傷を負わせかねないことはもちろんですが、今後このような行為が行われれば、県民からより一層厳しい批判を招くであろうことについて、しっかり意識していく必要があると考えております。岩手モデルに基づく具体的な取組については、先ほど担当から説明がありましたとおりでございます。

岩手モデルは作って終わりではありません。学校現場においては、岩手モデルの趣旨を十分に理解してもらい、各校において不適切な指導を許さない、見過ごさないという風土を醸成するとともに、校長をはじめ、管理職には、個々の教職員等の児童生徒に対する指導の状況を把握し、適切な人事管理をするよう求めて参ります。

県教育委員会としましても、学校及び県教育委員会における岩手モデルの進捗状況や事案の対応状況等について、自己点検や外部専門家によるモニタリングなどを通じて、モデルの不断の見直しを行って参ります。

岩手モデルを適切に運用し、本県において、教職員等による暴力、暴言等の不適切な指導により、児童生徒のかけがえのない命が奪われるようなことを二度と起こさないよう取り組んで参ります。以上で終わります。

達増知事：それでは、追加で御意見等があればいただきたいと思いますが、ございますでしょうか。

それでは、私からも一言申し上げたいと思いますが、まずは委員の皆様の、岩手の子ども達への思いを改めて強く感じたところでありまして、皆さんに教育委員をしていただいて本当によかったなど改めて思っております。ありがとうございます。

新妻委員からは、全ての教育関係者が、この岩手モデルを自分のものにしていかなければならないということ、そして、風土を変えるということをちゃんとしなければならないということ、そのとおりだと思います。

畠山委員からは、相談機能、相談に当たる機関や人を支援する必要性は本当にそのとおりだと思いますので、県としてもしっかりそこは取り組んでいきたいと思っています。

宇部委員からは、教員、学校、教育委員会とが一体となって取り組むやり方がきちんと示され、今取組が随所で行われているということ、そして、同僚性を高めるということ、特に私が印象に残ったところがありますが、学級経営やまた1コマ1コマの授業において、その先生はいわば一国一城の主というところがあります。一方先生も人間で、全知全能ではありませんので、全知全能ならざる人が、ある種全権を持って、授業や学級に臨むということについては、やはり相補い合うような運用上の工夫というのがあってうまくいく制度なのだと思います。同僚性を高めるということに象徴されるような、これは泉委員からも担任制の問題ですね、やはり1人で学級とかあるいは生徒一人ひとり、全部背負うのは大変なんじゃないか。そういう運用、また制度の工夫をしていく必要があるのだと思います。

そして、小野寺委員からは、この再発防止「岩手モデル」の内容の理解周知を広く県民の皆さんにということ、そのとおりだと思います。それによって、先生方が萎縮しないで子ども達に向き合えるようにということ、何人かの委員の方々から働き方改革の御指摘があり、それも、大事なポイントだと思います。

最後に佐藤教育長からは改めて、岩手モデル策定の経緯を振り返り、岩手モデルの徹底と再発防止への強い意思を表明してもらったと思います。そして、この間にもこの不適切案件があり、処分事案があったということ、これも何人かの委員の方々から指摘ありましたけれども、そのことについても、反省の念と同時に、そこにしっかり取り組むことで、再発防止の徹底をしっかりと行っていきたいという、これも決意が示されたと思います。

私はこの事案が発生した直後に、この選手をリスペクトすることが大事じゃないかということを発表したことがあります。今でもそのように思っています。これは、トップアスリートの成功例で、ことごとく指導する人たちが、その選手をリスペクトしているところがあって、自分より若くても、自分より経験が短くても、やはりある競技を選んで、練習してそして、試合に出る、大会に臨むということ、このあえてそれに臨むという姿勢に対して敬意を持たなければ、指導ということは成り立たないし、スポーツというものもそこに関わる、そこに参加するといった場合でも、敬意やリスペクトがないと成り立たないということなのだと思います。

ラグビーワールドカップの年、釜石でも試合があり、海外から多くの選手、監督、関係者が日本に来て釜石に来たのですけれども、多くの人たちが、日本の選手、監督、関係者またファンの人達は、お互いの選手をリスペクトしてくれる、関係者をリスペクトしてくれる、一つ一つの試合をリスペクトする、ラグビーという競技自体をリスペクトすると、本来そこは日本の良さと、この日本社会にある強みであるはずなので、それをスポーツ指導というところでも発揮していくということが求められているのだと思います。

そして、スポーツだけでなく、これは文化活動もそうで、合唱や吹奏楽や、美術、書道、演劇、これも、それを選んで、一生懸命それを練習して発表するっていうことはやっぱりリスペクトの対象でありまして、そういう姿勢が望まれるのだと思います。

さらに広げると、この学習といいますか、勉強といいますか、学ぶということ自体、生徒一人ひとりのリスペクトですね、人間学ばなくても生きていけるところもあるわけですが、あえてそこでちゃんと学ぶという道を選んで学ぶということに時間を割いているということへの敬意を先生はじめ、教育に携わる方は敬意を示して、よくぞ勉強してくれているという敬意を示して、接していくことが大事なのだと思います。

そういうことを感じさせてくれる再発防止「岩手モデル」～TSUBASAモデル～であり、本文の最初のところに新谷翼さんの遺影が掲載されていることがまた非常に大事で、翼さんの厳しい練習を続けたことや、

また高い志を持っていたことに改めて敬意を表したいと思いますし、そうした努力や志というものが絶たれてしまったということが、決してあってはならないことが起きたという事態の深刻さを改めて胸に刻んで私も様々取り組んでいきたいという、そういう気持ちを持たせ、広めてくれる再発防止「岩手モデル」だと思いますので、しっかりこれを生かしていきましょうということで、協議事項を終わりたいと思います。ありがとうございました。

#### **(その他)**

達増知事：「4 その他」というのがございますけれども、何かございますでしょうか。特にないということで、3、4終了し、進行を事務局に戻します。

#### **(閉会)**

村上ふるさと振興部長：以上をもちまして、令和6年度第1回総合教育会議を終了いたします。本日はありがとうございました。